

# 神川町ファミリー・サポート・センター

## 会 員 募 集

申込み・問合せ 神川町子育て支援センター ☎070-4424-6288  
町民福祉課 子育て支援室 ☎0495-77-2112

神川町ファミリー・サポート・センター（以下、センター）では、子育ての援助をしてほしい方（依頼会員）と子育ての援助ができる方（協力会員）が、お互い会員となって、相互の合意の元、一時的にお子さんの預かり等、育児の援助活動を有償で行う会員組織です。

センターでは、依頼会員の援助内容や要望に応えられる協力会員を紹介し、安心して援助活動ができるようコーディネートしていきます。

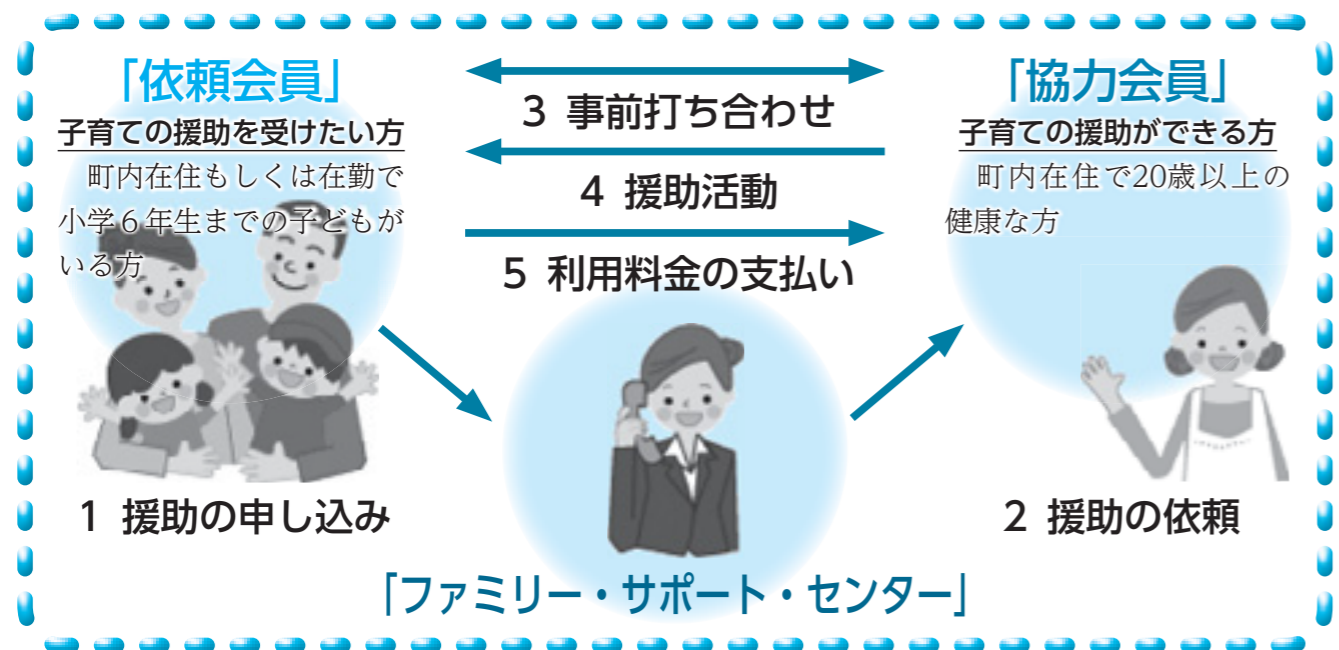
なお、ご利用には、会員登録が必要です。会員登録はセンター（神川町子育て支援センターまたは神川町役場町民福祉課子育て支援室）に直接来所して手続きをしてください。

### 【援助活動の主な内容】

- ・ 保育所や幼稚園、学校や学童保育等の送迎や、その前後の預かり
  - ・ 保護者の通院や冠婚葬祭の時など、一時的な事情の際の預かり
- （注意事項）
- お子さんを預かる場合は、原則として協力会員のお宅で預かります。お子さんが病気の時の援助、宿泊を伴う援助は行っておりません。
  - 援助活動中に生じた事故に備え、ファミリー・サポート・センター補償保険に加入しています。保険料はセンターが負担します。
  - 依頼内容によっては、協力会員が見つからない場合もありますのでご了承ください。

### 【サービス利用料金】

◎ 月～金曜日の午前7時～午後7時	1時間 700円
◎ 月～金曜日の上記以外の時間	1時間 800円
◎ 土・日曜日・祝日および年末年始	1時間 800円



※依頼・協力会員の両要件を満たす方は「両方会員」となることもできます。

# 7月「社会を明るくする運動」強調月間

問合せ 町民福祉課 ☎0495-77-2112

**社**会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な社会を築こうとする全国的な運動です。

テレビや新聞では、毎日のように事件が報道されています。犯罪や非行をなくするためには取締りを強化して、あやまちを犯した人を処罰することも必要なことです。しかし、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることも、また大切なことです。社会を明るくする運動は、犯罪や非行のない社会をつくるために、一人ひとりが考え、参加するきっかけをつくることを目指しています。

### 「社明パレード・愛の募金活動」を実施

7月1日（金）、社会を明るくする運動強調月間と青少年非行防止強化月間にちなみ、児玉警察署など関係団体の皆さんによる、街頭パレードを実施します。

また、期間中、愛の募金活動を各地域で行っています。ご理解とご協力をお願いします。



# 7月「青少年の非行・被害防止特別強調月間」

～地域ぐるみで非行を防止しよう～

問合せ 町民福祉課 ☎0495-77-2112

**次**代を担う青少年が心身ともに健やかに育つことは、国民全ての願いですが、今日の青少年を取り巻く環境は、インターネット上の違法・有害情報のまん延をはじめ、憂慮すべき状況にあります。特に、学校が夏休みになる7月から8月は、子どもたちが非行に陥りやすい時期です。

国および埼玉県では、毎年7月を「青少年の非行・被害防止特別強調月間」としています。神川町でも関係団体・家庭・学校・地域住民が連携し、青少年の健全育成を図るための運動を展開していきます。

【家庭の役割】 家族の一員としての自覚の育成

【学校の役割】 子どもたちと地域の方々とのふれあいの場としての学校の創造

【地域の役割】 子育ての経験や知恵を活かした声かけ

【社会全体の役割】 子どもを健全に育てる環境づくり

